

副

一級
二級 建築士事務所登録申請書
木造 （第一面）

- [記入注意]
- 1 ※印欄は、記入しないでください。
- 2 □のある欄は、該当する□の中にレ印を付けてください。
- 3 現登録年月日及び登録番号の欄は、更新の登録を受けようとする場合に記入してください。

一級 二級 木造		建築士事務所の登録を申請します。この申請書及び添付書類の記載事項は事実と相違ありません。				
年 月 日						
三重県知事 あて						
三重県指定事務所登録機関						
一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あて						
登録申請者氏名						
建築士事務所		ふりがな 氏 称				
		所在地		郵便番号 ー 電話 ()		
		一級・二級・木造建築士事務所の別				
登録申請者	個人であるとき	ふりがな 氏 名		建築士の資格	□一級建築士□二級建築士 □木造建築士□なし	
		住所		郵便番号 ー 電話 ()		
	法人であるとき	ふりがな 氏 称				
		事業所所在地		郵便番号 ー 電話 ()		
建築士事務所を管理する建築士		ふりがな 氏 名		登録番号		
		一級建築士、二級建築士又は木造建築士の別		登録を受けた都道府県名（二級建築士又は木造建築士の場合）		
		管理建築士講習を修了した年月日		平成 令和 年 月 日	修了証番号	
現登録年月日及び登録番号		令和 年 月 日 号			※審査	
新規 □ 更新 □	※登録年月日及び登録番号		令和 年 月 日 号			

（登録の有効期間は登録の日から起算して5年）

(第二面)

所 属 建 築 士 名 簿

[記入注意]

全ての所属建築士についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の□の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふ り が な 氏 名	一級建築士、 二級建築士又 は木造建築士 の別	登 録 番 号	登録を受けた 都 道 府 県 名 (二級建築士 又は木造建築 士の場合)	構造設計一級 建築士又は設 備設計一級建 築士である場 合にあっては その旨	構造設計一級 建築士証又は 設備設計一級 建築士証の交 付番号
(備考) 別紙 有 ☐ 無 ☐			計	一級建築士 二級建築士 木造建築士 構造設計一級建築士 設備設計一級建築士	名 名 名 名 名

(第三面)

役員名簿

[記入注意]

- 1 この書類は、申請者が法人である場合にのみ提出してください。
- 2 全ての役員についてこの書類に記入しきれない場合は、備考の「有」の口の中にレを付けたうえで、この書類に記入しきれない部分を別紙に記入して添えてください。

ふりがな 氏 名	性 別	役 名	生 年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日
	男・女		年 月 日

(備考)

別紙 有 ☐
無 ☐

添付書類 (イ)

業務概要書

(記入注意)

- 2 (例)

甲野 太郎	三重県	甲野ビル 貸事務所	鉄筋コンクリート造 三階建延べ 500 m ²	設計及び 工事監理	平成 30.8.1 ～令和元.5.2
-------	-----	--------------	---------------------------------------	--------------	-----------------------

[illegible]

添付書類（ロ）

略歴書（開設者・管理建築士）

（記入注意）

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名				生年月日	
住所		〒			
建築士の資格		一級建築士 ☐	登録番号	登録を受けた都道府県名（二級・木造建築士の場合）	
学歴	年月日	学校名及び学科名		卒業・修了・中退の別	
職歴	期間	勤務先		地位・職名	
	年月～年月				

添付書類（ロ）

略歴書（管理建築士）

（記入注意）

- 1 職歴の欄は、最近のものから順次記入してください。
- 2 勤務先の欄は、自家営業の場合には自営と記入してください。

氏名				生年月日		
住所		〒				
建築士の資格		一級建築士 ☐	登録番号		登録を受けた都道府県名（二級・木造建築士の場合）	
学歴	年月日	学校名及び学科名			卒業・修了・中退の別	
職歴	期間	勤務先			地位・職名	
	年月～年月					

誓 約 書

開設者（営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人（法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。）及び開設者が法人である場合における当該法人の役員を含む。）が下記のいずれにも該当しないことを誓約します。

年 月 日

開設者の氏名又は名称

三 重 県 知 事
三重県指定事務所登録機関
一般社団法人三重県建築士事務所協会 会長 あて

記

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 3 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者
- 4 建築士法第9条第1項第4号又は第10条第1項の規定により一級建築士、二級建築士又は木造建築士の免許を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者
- 5 建築士法第26条第1項又は第2項の規定により建築士事務所について登録を取り消され、その取消しの日から起算して5年を経過しない者（当該登録を取り消された者が法人である場合においては、その取消しの原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその取消しの日から起算して5年を経過しないもの）
- 6 建築士法第26条第2項の規定により建築士事務所の閉鎖の命令を受け、その閉鎖の期間が経過しない者（当該命令を受けた者が法人である場合においては、当該命令の原因となった事実があった日以前1年以内にその法人の役員であった者でその閉鎖の期間が経過しないもの）
- 7 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（9において「暴力団員等」という。）
- 8 精神の機能の障がいにより建築士事務所の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
- 9 暴力団員等がその事業活動を支配する者
- 10 建築士事務所について建築士法第24条第1項及び第2項に規定する要件を欠く者
- 11 拘禁刑以上の刑に処せられた者（2に該当する者を除く。）
- 12 建築士法の規定に違反して、又は建築物の建築に関し罪を犯して罰金の刑に処せられた者（3に該当する者を除く。）

（記入注意）

- 1 開設者が法人である場合には、法人の代表者の氏名を併せて記載してください。
- 2 2から9まで、11又は12のいずれかに該当するときは、該当事項を抹消し、かつ、上欄にその事実をできるだけ詳細に記入してください。

建築士事務所開設者の注意事項

1 標識の掲示（法第24条の5）第7号様式

名 称	
登 録	一級・二級・木造 建築士事務所 三重県知事登録第 号
開設者	氏 名
管理建築士	一級・二級・木造 建築士 氏 名
登録の有効期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日

- ※ 登録後、左記の標識を公衆の見やすい場所に掲げること
- ※ 標識の大きさは縦 25cm 以上、横 40cm 以上の大きさで作成してください

2 更新登録申請（法第23条第3項）

登録の有効期間の満了後、引き続き建築士事務所を営もうとする者は、5年間の有効期間満了日の30日前までに更新の登録申請書を提出しなければなりません。

添付書類 事 項		申請書 (正・副) 添付書類	定款(写し)及 び登記事項証 明書	管理建築士及 び所属建築士 の免許証(写)	法定の管理建 築士講習修了 証(写)	法定の定期講 習修了証(写)	知識・技能の維持向上の ための講習修了証(写し) 又は研修計画書	建築士事務所業 務状況申告書
更新	個人	○		○	○	○	○	○
登録	法人	○	○	○	○	○	○	○

< 注意事項 > 登録手数料として一級・二級・木造一律 23,000円です。現金又は振込にて納付して下さい。

3 変更届の提出（法第23条の5）

建築士事務所の開設者は、次の事項に変更があったときには、2週間以内にその旨を届け出なければなりません。

添付書類 変更事項			変更 届第4 号様 式	役員 名簿 【別 添1】	所 属 建 築 士 変 更 事 項 【別 添2】	登 記 事 項 証 明 書 (履歴 事項全部 証明書) ※1 (原本)	定 款 (写)	戸 籍 謄 本 (抄 本)	登録申請者		管理建築士		法定 の管理 建築 士 講習 修了 証 (写)	管理 建 築 士 が 以 前 勤 め て い た 会 社 等 の 退 職 証 明 書 第 1 号 様 式	該 当 建 築 士 の 免 許 証 又 は 免 許 証 明 書 (写)	法定の 定期講 習の修 了 証 (写 し)
									略 歴 書 第 5 号 様 式	誓 約 書 第 6 号 様 式	略 歴 書 第 5 号 様 式	誓 約 書 第 2 号 様 式				
1	名 称 及 び 所 在 地	個 法	○			○※2										
2	商 号	法	○			○										
3	開設者氏名	個	○					○								
4	代 表 者	法	○	○		○			○	○						
5	役 員	法	○	○		○				○※3						
6	事業年度	法	○				○									
7	管理建築士	個 法	○		○						○	○	○	○	○※4	○
8	所属建築士	個 法	○		○											○ ※ 6
																○ ※ 5 ※ 6

- < 注意事項 > ※1 届出日時点において発行後三カ月以内のもの
※2 所在地の変更を伴わない事務所名称のみの変更の場合は添付不要。
※3 新たな役員の就任を伴わない退任のみの場合は添付不要。
※4 以下の一つに変更可
(1) 雇用保険被保険者離職票の写し
(2) 健康保険被保険者証又は雇用保険被保険者証の写し（但し、国民健康保険者証は不可）
(3) 確定申告の写し（自営の場合）
(4) 所得証明書（自営の場合）
※5 定期講習を未受講の場合は、遅滞なく受講しなければなりません。
※6 現行の所属建築士から外れる変更の場合のみ添付不要。
< 備 考 > (1) 管理建築士の変更にあつては、管理建築士が以前に勤めていた会社の退職証明書等を添付すること。
(2) 登記事項証明書は届出に係る変更の履歴が分かるものを添付すること。

4 廃業等の届出（法第23条の7）

建築士事務所が次の各号の一に該当することとなった場合には、それぞれの該当者は30日以内に届出なければなりません。（廃業届と登録申請書（副本）を添付すること。）

- ① 建築士事務所の開設者がその業務を廃止したときは、開設者であった者。
 - ② 建築士事務所の開設者が死亡したときは、その相続人。
 - ③ 建築士事務所の開設者について、破産手続開始の決定があつたときは、その破産管財人。
 - ④ 法人が合併により解散したときは、その法人を代表する役員であった者。
 - ⑤ 法人が破産手続開始の決定又は合併以外の事由により解散したときは、その清算人。
 - ⑥ 登録区分の変更（個人⇄法人、一級建築士事務所⇄二級建築士事務所等）を行うときは、その開設者
- ※ 上記の届出等については、一般社団法人 三重県建築士事務所協会に提出してください。